

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	障害者総合支援法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八女市は、障害者総合支援法関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

介護給付費等に関する事務を実施するに当たっては、特定個人情報に係る情報の収集を行う際には、本人確認を徹底するなど適切な方法による取得に努め、これを利用し、又は保管する際には、担当者以外の者によるチェック体制を構築するなど、取扱いに関して十分に配慮する。

評価実施機関名

福岡県八女市長

公表日

平成27年6月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者総合支援法に関する事務
②事務の概要	<p>ア 事務の説明 給付等の対象者の本人確認を行うため、住民票の記載事項を照会し、及び対象要件の適合性又は負担能力を確認するため、本人、配偶者又は同居家族の所得課税状況等を照会する。</p> <p>イ 特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容 八女市は、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給申請の受理、支給決定 ・特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費の支給申請の受理、支給決定、支給 ・地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給申請の受理、支給決定、計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給申請の受理、支給 ・療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給申請の受理、支給 ・高額障害福祉サービス等給付費の支給申請の受理、支給 ・他の法令による給付との調整 ・自立支援医療費の申請受理、支給認定、支給認定の変更、支給認定の申請内容変更、支給認定の取消し、支給、審査及び支払い ・指定自立支援医療機関の選定 ・医療受給者証の交付、再交付、返還請求 ・障害程度区分の認定、変更の認定
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・Acrocity福祉共通 ・Acrocity福祉 心身障害台帳 ・障害者自立支援システム ・中間サーバー ・団体内統合宛名システム（MICJET番号連携サーバ）
2. 特定個人情報ファイル名	
障害者自立支援情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第1の12の項、同34の項、同84の項</p> <p>【各手続の根拠】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条、第20条、第21条、第22条、第24条、第29条、第30条、第34条、第35条、第51条の5、第51条の6、第51条の7、第51条の13、第51条の16、第51条の17、第51条の18、第53条、第54条、第56条、第57条、第58条、第70条、第71条、第73条、第75条、第76条の2</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第2条、第10条、第12条、第17条、第18条、第19条、第20条、第21条、第21条の2、第21条の3、第26条の3、第26条の4、第29条、第30条、第32条、第33条、第34条、第35条、第42条の2、第42条の3、第42条の4、第43条、第43条の4、第43条の5、第43条の6</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第31条、第32条、第33条の2、第34条、第34条の2、第34条の3、第34条の4、第34条の5、第34条の6、第34条の7、第34条の8、第34条の9、第34条の10、第34条の11、第34条の12、第34条の13、第34条の14、第34条の15、第34条の16、第34条の17、第34条の18、第34条の19、第34条の20、第34条の21、第34条の22、第34条の23、第34条の24、第34条の25、第34条の26、第34条の27、第34条の28、第34条の29、第34条の30、第34条の31、第34条の32、第34条の33、第34条の34、第34条の35、第34条の36、第34条の37、第34条の38、第34条の39、第34条の40、第34条の41、第34条の42、第34条の43、第34条の44、第34条の45、第34条の46、第34条の47、第34条の48、第34条の49、第34条の50、第34条の51、第34条の52、第34条の53、第34条の54、第34条の55、第34条の56、第34条の57、第34条の58、第34条の59、第34条の60、第34条の61、第34条の62、第34条の63、第34条の64、第34条の65、第34条の66、第34条の67、第34条の68、第34条の69、第34条の70、第34条の71、第34条の72、第34条の73、第34条の74、第34条の75、第34条の76、第34条の77、第34条の78、第34条の79、第34条の80、第34条の81、第34条の82、第34条の83、第34条の84、第34条の85、第34条の86、第34条の87、第34条の88、第34条の89、第34条の90、第34条の91、第34条の92、第34条の93、第34条の94、第34条の95、第34条の96、第34条の97、第34条の98、第34条の99、第34条の100</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の20の項、53の項、108の項、109の項、110の項</p> <p>【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の16の項、26の項、56の2の項、57の項、87の項、116の項</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部福祉課
②所属長	福祉課長 野田 勝広
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課総務法制係 〒834-8585 福岡県八女市本町647番地 電話番号:0943-23-1111 メールアドレス:soumu@city.yame.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民福祉部福祉課しょうがい者福祉係 〒834-8585 福岡県八女市本町647番地 電話番号:0943-23-1111 メールアドレス:fukushi@city.yame.lg.jp

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

